



はもん VOL. 3

障害者権利条約の批准と完全実施を目指す京都実行委員会

差別禁止法案から「差別解消推進法案」へ

噂話^{うわさばなし}は別^{べつ}として、まさかこのような法案^{ほうあん}名称^{めいしょう}で出てくるとは、との驚^{おどろ}きが先^{さき}に立^たってしまいました。「差別^{さべつ}を禁止^{きんし}する」のではなく「解消^{かいしょう}する」と言うのですから、巧^{たく}みな言葉^{ことば}のトリック^{いま}には今^{いま}さらながらに感心^{かんしん}してしまいます。

さて、私^{わたし}の感想^{かんそう}を述^のべている場合^{ばあい}ではありません。この法案^{ほうあん}の閣議^{かくぎ}決定^{けつてい}が一^{いち}両^{りょう}日^{じつ}中^{ちゅう}にな^なされ、国会^{こっかい}に送^{おく}られるという段階^{だんがい}だが、現在^{げんざい}明^{めい}らかにされ^あている内容^{ないよう}の部分^{ぶぶん}についてご報告^{ほうこく}いたします。

まず最初^{さいしょ}に、1. 総則^{そうそく} (法案^{ほうあん}の基本的^{きほんてき}位置^ちづけ) においては、『障害者^{しょうがいしゃ}基本法^{きほんほう}の理念^{りねん}に則^{のっと}り、障害者^{しょうがいしゃ}基本法^{きほんほう}第4条^{だいよう}の「差別^{さべつ}の禁止^{きんし}」の規定^{きてい}を具体化^{ぐたいか}する立法^{りっぽう}として位置^ち付ける』と明記^{めいき}され、「行政^{ぎょうせい}機関^{きかん}及び事業^{じぎょう}者^{しゃ}における差別^{さべつ}の解消^{かいしょう}のための措置^{そち}等を講^{こう}ずることにより、障害^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}の解消^{かいしょう}を推進^{すいじん}し、もって全^{すべ}ての国民^{こくみん}が、相互^{そうご}に人格^{じんかく}と個性^{そんちよう}を尊重^{そんじやう}し合^あいながら共生^{きやうせい}する社会^{しゃかい}の実現^{じつげん}に資^しすることを目的^{もくてき}とすること」とあります。

また、2. 基本方針^{きほんほうしん}の策定^{さくてい}では、「政府^{せいふ}は、差別^{さべつ}解消^{かいしょう}に関する施策^{しやく}の基本的^{きほんてき}な方向^{ほうこう}、行政^{ぎょうせい}機関^{きかん}等^{など}及び事業^{じぎょう}者^{しゃ}が講^{こう}ずべき措置^{そち}に関する基本的^{きほんてき}な事項^{じこう}を定め^{さだ}めること」「その案^{あん}を作成^{さくせい}しようとするときは、あらかじめ、障害者^{しょうがいしゃ}その他^たの関係者^{かんけいしゃ}の意見^{いけん}を反映^{はんえい}させるために必要^{ひつよう}な措置^{そち}を講^{こう}ずるとともに、障害者^{しょうがいしゃ}政策委員会^{せいさくせいさくいんかい}の意見^{いけん}を聴^きかなければならない」とあります。(※矢吹^{やぶき}個人^{こじん}としては、「意見^{いけん}を聴^きく」と「意見^{いけん}を聞^きく」の違い^{ちが}がとても気^きになっています。)

3. 「差別^{さべつ}の禁止^{きんし}」の義務^{ぎむ}付けでは、「一般^{いっぱん}私人間^{しじんかん}の行為^{こうい}や個人^{こじん}の思想^{しそう}や言論^{げんろん}には、本法案^{ほんほうあん}の法的^{ほうてき}効力^{こうりき}は及^{およ}ばないものとする」と最初^{さいしょ}に説明^{せつめい}され、①「差別的^{さべつてきと}取り扱^{あつか}いの禁止^{きんし}」= 行政^{ぎょうせい}機関^{きかん}、地方^{ちほう}公共^{こうきょう}団体^{だんたい}等は、その事務^{じむ}または事業^{じぎょう} (国公立^{こくりつ}の学校^{がっこう}・福祉^{ふくし}施設^{しせつ}等^{など}に関するものを含む^{かん}) を行^{おこな}うに当^あたり、障害^{しょうがい}を理由^{りゆう}として障^{しょう}がい者^{しゃ}でないものと不当^{ふとう}な差別的^{さべつてきと}取り扱^{あつか}いをするこ^こにより、障害者^{しょうがいしゃ}の権利^{けんり}利益^{りえき}を侵害^{しんがい}してはならないものとする。②「合理的^{ごうりてき}配慮^{はいりよ}の提供^{ていきよう}」= 行政^{ぎょうせい}機関^{きかん}、地方^{ちほう}公共^{こうきょう}団体^{だんたい}等は、その事務^{じむ}または事業^{じぎょう}を行^{おこな}うに当^あたり、障^{しょう}がい者^{しゃ}から現^{げん}

に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合（知的障害等により本人が意思表示を行うことが困難な場合には、障害者の家族等からの意思表示も含まれる）において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならないものとする。

さらに、事業者における障害を理由とする差別の禁止については、「民間の事業者については、「私的自治」の点に配慮し、「合理的配慮の提供」は努力義務として意識啓発・周知を図るための取り組みを進めることとし、法的義務とするか否かは、本法施行後の具体的な相談事例や裁判例の集積等を行ったうえで検討する」とあります。（※ある障害者が差別を受けて相談し、さらに裁判になるほどの苦悩を受けて、それが幾つかの例として集積しなければ検討されないと言うのだから、そこに至るまでの犠牲者はどれほどの数に上るのでしょうか）

紙面の都合で一部省きますが、4. 具体的な対応 (1) ガイドラインの策定 ① 行政機関の職員のための要領の策定 ② 事業者のための指針の策定 (2) 事業主による差別解消の推進のための措置 (3) 環境の整備 5. 実効性の確保 6. 差別解消のための支援措置 (1) 相談および紛争の防止・解決のための体制の整備 (2) 啓発活動 (3) 情報の収集、整理および提供 (4) 障害者差別解消支援地域協議会の設置 7. 罰則 8. 施行及び附則 などの項目が並んではありますが、罰則に至っては、「所要の罰則を設けるものとする」との説明しかない。

障害者差別解消支援地域協議会の設置については、地方自治体に「設置すべし」とするのではなく、「置くことができる」と言う表現にとどまり、「置かなくともどっちでも良いよ」と言う姿勢です。

個人的な感想を入れ込んでしまい申し訳ないのですが、さらに驚いたのは、「この法律は、平成28年4月1日から施行するものとする」とありました。つまり、この法律は、3年後にしか効力が発効されないというのです。そして「政府は、法の施行後3年を目途に、合理的配慮の在り方等の法律の施行状況について検討を加え、必要があると認める時は必要な見直しを行うことを規定する。」と言うのだから、ずいぶんと遠回しな言い方で、6年後に検討を加えて必要があると認められなければ、この法律は全く見直されることなくこのまま続けますよ、という事を言っています。

さて、皆様のご意見はいかがでしょう。

(事務局長 矢吹)

「とある駅にて～人間だもの～」



下林 慶史

車いすユーザーの呼ばれ方

編集会議で、左のマンガの内容を話していて、「車いすユーザー（車椅子を使用している人々）」の「呼ばれ方」というものが、話題になりました。

「一台」なんて数え方は論外ですが、一般的にも「車いすの障害者」みたいな呼ばれ方が多いようです。補装具の名前で呼ばれるというのは、ちょっと特異なものがあります。他の障害者に対して「補聴器の障害者」とか「白杖の障害者」といった呼び方はしませんよね。

中国で14～15世紀頃に書かれた「三国志」の中に車いすと思える挿絵があるそうで、車いすの歴史は古いようです。



「車いすユーザー」の呼び方について、ちょっと調べてみましたが、まとまったものは出ませんでした。（本当は、そうしたいろいろな呼び方を調べて書いてみるという話だったのですが、ちゃんと調べられませんでした～）

「車いす」が目立つから、「車いすを使用している人」という意味で、「車いすの人」とか、「車いす障害者」とか、そうした呼び方が一般的になっていったのかもしれませんが。

だとしたら、「車いすユーザー」と同じで、それ自体は問題はないのかもしれませんが、ただ、左のマンガのように「一人、二人…」ではなく「一台、二台…」と数えられるのは、「対等の人間」扱いされていないという気がします。

あなたは、どう思われます？ 他の障害者への呼び方も含めて、何かありましたら、積極的なご投稿を歓迎します。

事務局・S

【団体紹介】 京都障害児者の生活と権利を守る連絡会

〒603-8324 京都市北区北野紅梅町 85
弥生マンション 201 TEL : 075(465)5451

京都障害児者の生活と権利を守る連絡会（京障連、松本美津男会長、31 団体）は 1970 年に創立されています。

視覚障害者協会、聴覚障害者協会、肢体障害者友愛会、森永ヒ素ミルク被害者の会、みやこ作業所、保育・療育をよくする会などのほか、障害児者に関係する教職員や自治体職員の労働組合、丹後や中丹地方の地域組織などが加盟しています。

毎月の常任委員会、1 年に 1 回の総会、月刊機関紙『ひゅうまん京都』（2013 年 4 月号で 436 号、1000 部）の発行などを軸として運営されています。年 2 回の厚生労働省との話し合い。年 4 回の近畿段階の話し合い、冬の活動交流集会は上部組織（障全協、同近畿ブロック）が定例化されています。

京障連が力を入れていることの一つに、自立支援法反対運動と廃止運動があります。2005 年秋の成立前も成立後も「障害者自立支援法に異議あり！ 応益負担に反対する実行委員会」の事務局団体として活動を進めて来ました。シンポジウム、単行本の発行、街頭演説会の開催、パレードの実施など、一部実施の 4 月 1 日、全面実施の 10 月 1 日を、楕円形のように位置付けてとり組んでいます。最近ではブックレット『いのちの権利はゆずれないー骨格提言・権利条約にもとづく障害者総合福祉法を』（佐藤久夫ら、かもがわ出版、600 円＋税）が出版されています。

また、この運動を広げるために、常任委員が障害者自立支援法違憲訴訟の原告（全国 71 人、京都 9 人）にもなりました。ちなみに 2013 年 6 月で実行委員会の会議は 80 回となります。

『ひゅうまん京都』1 面のコラム「左大文字」が連載 11 年を迎えたことを契機に、『しあわせの社会運動一人をささえるということ』（津止正敏著、渡辺あふる絵。編者「ひゅうまん京都」、1000 円＋税）が出版され、シンポジウム「人をささえるということ」（津止正敏さん（立命館大学教授）などが予定されています（6 月 2 日午後 1 時 30 分、コープイン京都）。

「はもん～波紋～」 Vol.3 2013・4・30

障害者権利条約の批准と完全実施をめぐり京都実行委員会

連絡先：住所 601-8036 京都市南区東九条松田町28

メゾングラース京都十条101 JCIL気付

TEL 075-671-8484 FAX 075-671-8418

Email icil@cream.plala.or.jp

